

総会・研究大会の開催中止および今後の学会の運営について

2020(令和2)年4月28日

著作権法学会会員 各位

拝啓

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、不安な日々をお過ごしのことと拝察いたします。東京では、4月7日に国の「緊急事態宣言」が出され、様々な活動に対して自粛の要請がなされております。とりあえず、5月6日までこの状況が続くことになってはいますが、その後どのようなようになるのかについても見通せないところです。当学会では、6月6日(土)に総会・研究大会を予定しておりましたが、その開催および当分の間の学会における活動について、理事会として、以下のように決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 6月6日(土)に予定している今年度の総会・研究大会を中止する。
2. 今年度中に、総会・研究大会を開催するか否か(場合によっては、今年度は開催しないことも含めて)については、今後の状況の進展を踏まえて、理事会で検討する。
3. 規約では、役員任期は2年と定められていて(規約11条1項)、今年度の総会で役員(理事・監事)の改選が予定されていたが、このような事情に鑑み、次の総会で新たな役員が選任されるまで、現在の役員がこれまでの職務を引き続いて行うこととする(同条3項)。
4. 2020年4月以降においては、例年必要とされてきた事務処理に必要な費用の支出に限定し、新たな事業等への支出は行わないものとする。
5. 2020年度においても、会員には従来通り会費の負担をしていただくこととし、5月以降に会費請求をする(従来4月中に行っている請求書の発送を現在のところ、停止している)。

なお、会費については、総会・研究大会の開催中止にかかわらず、日常的な学会の事務の管理(学会支援機構、ソフトウェア情報センターへの事務委託)、機関誌の刊行などに費用がかかることは例年と異ならず、今年度内に総会・研究会を開催することも検討することを踏まえて、上記のように、今年度の会費を請求することといたしました。ただし、総会・研究会を年度内に開催できるかなど今後の状況の変化を踏まえて、会費の免除(あるいは減額)が妥当であると判断されるときは、2021年度会費の請求の是非の問題として検討することとします。

このような困難な状況が一刻も早く終息し、以前のような生活に戻れることおよび会員の皆様のご健勝を祈念いたします。

敬具

著作権法学会会長 野村豊弘

事務局 一般財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC) (担当者:内田・中嶋)
e-mail: chosakukenho@softic.or.jp
住所: 〒105-0003 東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル14階
電話: (03)3437-3071 FAX: (03)3437-3398

※新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け、事務局員の出勤を抑制しております。そのため、お電話での対応が難しくなりますので、お問い合わせ等は【原則として電子メール】にてお願い致します。